提 供 日　2026/11/16
タイトル　下田財務事務所における誤った差押えの実施
担　　当　財務部 税務課
連 絡 先　税務課　下田財務事務所
TEL 税務課 054-221-2850･3509
下田財務事務所 0558-24-2012

Well-Being
幸福度日本一の静岡県

1 概要

下田財務事務所において、納付済みの法人の財産（預金）を誤って差し押さえる事案が発生した。

当該法人は令和8年6月に納付書により納付したものの、納付確認作業を徹底しなかったため、システム上での未納状態が続いたことにより、誤って差押えを実施した。

今後は、チェックリストの確認方法等を再度確認・徹底するとともに、チェック体制を構築することで、再発防止を図る。

2 経緯

令和8年6月29日	・当該法人（観光業）は令和8年度法人県民税を納付書により納付。 ・この際、納付書には同社の課税番号が正しく記載されていなかった。
令和8年7月８日	・納付書の番号違いにより、納付情報が法人データに正しく結びつかず保留状態となり、確認を要するとしてシステムからチェックリストが発行された。 ・チェックリストの確認が不十分で、その後の処理が行われなかったことから、未納状態が続くこととなった。
令和8年7月～10月	・システム上の未納状態が続いたため、８月20日に督促状が発布され、９月１日時点で滞納処分を行うことが可能となった。
令和8年10月15日	・滞納を解消すべく、当該法人の預金の差押えを実施。
令和8年11月４日	・当該法人より、法人県民税の未納状況について確認依頼の連絡があり、誤って差し押さえたことが判明した。

3 原因と対策

原因	再発防止策
・チェックリスト確認の必要性が認識されていなかったため、確認及びその後の事務処理を行わなかった。 ・ダブルチェックする体制が不十分であり、事務手続きが完了しないまま放置された。	・チェックリストの確認について、正副担当を定め、ダブルチェックを徹底する。 ・システムから分配されるチェックリストと領収済通知書を照合するなど、複数のデータを突き合せた確認を行う。